

[研究ノート]

法学教育の体系に関する一試論

大村 芳 昭

- 〈目次〉
1. 序
 2. 科目設定
 - (1) 一般論
 - (2) 民法について
 - (3) 国際私法関連科目について
 3. 科目間の体系
 - (1) 体系的法学教育の要否
 - (2) 体系的教育を重視する考え方
 - (3) いくつの段階を用意すればよいか
 4. さらなる考察
 - (1) セメスター制度の導入
 - (2) 「入門」講座の分離
 5. 終わりに

1. 序

筆者は、1993年春、本学法学部兼任講師に着任して以来、1996年度までは兼任講師として、1997年度からは専任教員として、同学部で国際私法の講義を毎年担当してきた。ここで「国際私法とは何か」について論じるつもりはないが、国際私法について理解するためには、その前提として、少なくとも民法に関するある程度の基礎的な知識が必要となってくる。特に家族法については、「婚姻の効果には何かがあるか」「離婚にはどのような種類があるか」「養子縁組にはどのような種類があり、それらの差異は何か」などの点について、ごく基本的なレベルでもいいから一応の知識をもっていることが、国際私法の授業を理解するためにも必要である、ということができる。しかし、本学では（本学に限らず多くの大学でも同様ないし類似の傾向にあるのではないかと推測するが）民法総則・物権法・債権法は法学部全コースで必修とされているものの、国際私法の履修者の中でも3年生はまだ民法を一通り学んでもいない状態（債権法各論は3年次配当科目なので3年生の場合には国際私法と同時履修になる）で国際私法を履修しており、さらに家族法に至っては単なる選択科目なので、学年やコースに関係なく、大多数の学生が全く学んでいない状態で国際私法を履修している可能性が高い。従って、私は毎年、国際家族法部分の講義では、特に離婚や養子縁組の箇所については家族法の基礎から話を始めざるを得ず、そのため、国際私法の講義であるにもかかわらず、国際私法上の問題については授業時間の半分程度しか時間を割けない状況が少なからず発生しているのである。

果たしてそんな状態は好ましいものなのだろうか。これが筆者の最初に感じた素朴な疑問である。そして、そのような筆者の疑問の前提には、体系的法学教育へのこだわりがある。つまり、法学教育は基本的な科目から応用的な科目へと段階的に体系立てて行うべきである、という考え方である。しかし、その考え方を徹底していくと、今の大学での法学教育のあり方の中で

は、どうしても限界を感じざるを得ない。いったいどうすれば現状を打開できるのだろうか。

他方、筆者個人の悩みとしてではなく、大学全体の問題として考えても、これからの法学教育をどうすべきか、という問題は厳然として存在する。大学の大衆化、法律学の高度化・複雑化、ロースクールの登場と司法試験改革など、時代の流れや社会の変化に応じて、法学教育のあり方もそれなりの対応を迫られざるを得ない。では、今後の法学教育はどのように行うべきなのか。

本稿は、以上のような問題意識のもと、大学の法学教育の体系について、筆者の極めて個人的な試論を無謀にも展開しようとするものである。法学の中でも比較的特殊な分野を担当する一教員の個人的な試論に過ぎないものであり、きわめて不十分なものではあろうが、少なくとも私自身の気持ちの整理という意味では十分な意義があるし、それに加えて、本学その他で今後法学教育の見直しを行う際のアイデアの1つとして、もし本稿に何らかの存在意義を認めていただければ、このうえない幸いである。

2. 科目設定

(1) 一般論

法学教育の体系を考える際には、その前提として、体系の構成要素となる各授業科目の設定をどうするか、という点を考える必要がある。

現在、多くの大学では、いわゆる六法を中心にいくつかの主要科目については体系的分類により複数の授業科目（コマ）を設け、それ以外の法分野については各々1つの授業科目としている場合が多いように思われる。複数の授業科目を設定することが多い分野と授業科目設定方法の例としては、憲法2コマ（人権・統治）、民法4コマ（総則・物権・債権・親族相続）、刑法2コマ（総論・各論）、商法4コマ（総則商行為・会社法・有価証券法・保険海商法）、国

際法2コマ（一般理論・紛争解決）、行政法2コマ（総論・各論）、労働法2コマ（個人・集団）などがある。

それらの分類基準のうち、総論・各論という分類については、論理的にもある程度線引きは明確であるし、特に刑法のように法典の構成とも一致していれば、授業科目の設定基準としては、教員にとっても学生にとってもそれなりにわかりやすいと言ってよいであろう。総論・各論ではなくても、憲法のように条文構成に素直であり、内容的にもスッキリ分けられるものは、やはりそれなりにわかりやすいように思われる。商法については、授業科目間の分量的なバランスについての疑問（会社法の分量が多すぎるのではないかなど）がなくもないが、上記の科目設定（総則商行為・会社法・有価証券法・保険海商法）について言うならば、それぞれ条文上は整然と分かれているし、科目としてのまとまりもそれなりにあるように見えるので、商事法についてはまったくの素人である筆者としては、特に異議を申し立てようとは考えていない。

(2) 民法について

しかし民法（これも筆者の専門分野ではないが、専門に準ずる分野ではある）については、授業科目設定の仕方についていろいろと工夫する余地が残されているように思われる。わが国の民法典はいわゆるパンデクテン・システムに基づいて体系的に立法されているが、その真価は法典全体を見通して初めて理解できるのであって、一部のみを取り出して眺めても理解するのは難しい。それだけなら民法以外の科目についても言えることなのかもしれないが、特に民法の場合、多くの場合に法律学の初学者である1年生に配当される民法総則は、それだけを学んで理解するのは到底無理なのであって、常に物権・債権・親族・相続といった他の分野と絡ませながら理解させる必要がある（例えば未成年者や成年後見については親族法と、物については物権法と、時効については物権法・債権法との絡みが必要）。もちろん、純粹に民法総則だけを教えるということは現実問題として不可能であるし、実際に民法の授業を

担当しておられる諸先生も、当然のことながら上記のような工夫を様々な形で加えながら指導されているものと推測するのだが、単なる個々の授業における努力にとどまらず、それを授業科目設定の面にも反映させて、学生にとって少しでもわかりやすい授業構成をとることができないものであろうか。

実際、大学によっては授業科目設定に独自の工夫をしている例もある。例えば、「民法総則・物権総論・占有権・所有権」で1コマ、「用益物権と債権各論」で1コマ、「債権総論と担保物権」で1コマ、「親族・相続」で1コマ、という授業科目構成である。物権法と債権法とを有機的に関連させて学ばせようという姿勢がうかがえる科目構成である。しかしそれでも、民法総則をひとまとめにして、そこから民法の指導を始める、という発想は変わっていないし、親族法・相続法は相変わらず他の分野から切り離されて、片隅に置き去りにされたままの感がある。

むしろ筆者の考えとしては、まだ法律の体系が身につけていない初学者を相手にする民法の最初の授業では、体系を無視してでも、内容的にまとまりのある授業科目構成を試みた方がよいのではないか、という気がする。例えば、大雑把なアイデアに過ぎないのだが、

- ・民法Ⅰ（民法の基本原則，人，親族）…民法の基本原則と権利義務の主体について学ぶ。
- ・民法Ⅱ（法律行為，契約，債権総論，遺言）…法律行為とその関連事項について学ぶ。
- ・民法Ⅲ（物，物権）…権利義務の客体について学ぶ。
- ・民法Ⅳ（時効，法定債権，相続）…上記に含まれない内容を学ぶ。

というようなものである。

もちろん、民法全体で何コマの授業にするか、という点も再検討すべきであるし、その結論次第では上の分類も変更する必要がある。ただ、民法典の編別や条文の構成にこだわらない、もっと違った授業科目編成を検討してもよいのではないか、という素朴な提案の1つとしてご理解いただきたい。

(3) 国際私法関連科目について

本来はすべての授業科目について上記のような（せめて上記程度の）検討を加えたいところであるが、筆者の力量不足のせいで、とてもそこまではなし得ない。そこで、筆者の専門分野である国際私法とその関連科目について、せめてそれなりの私見を明らかにしておこうと思う。

現在、多くの大学では、国際私法と国際取引法の授業が1コマずつ開設されている。一部の大学ではそれに加えて国際民事訴訟法なども開講されているが、例外的なケースに過ぎない。しかし、この組み合わせには違和感を拭えないものがある。というのは、(狭義の)国際私法という概念は、民法や商法と同様に、法の対象や性質に応じて分類していった結果として論理的に抽出され得るものである。しかし国際取引法というのは、国際取引という現象から出発し、それに関連のある様々な法（元来はそれぞれ別個の法分野で研究されてきたもの）をまとめて研究対象にしようとする、本質的に学際的な法分野なのである。だからその研究対象の中には、民法や商法をはじめ、民事訴訟法や倒産法、さらには租税法、独禁法、知的財産権法、そして国際私法も含まれている。

では、国際私法と国際取引法の併存という状態をどう評価すべきか。国際取引法の扱う対象はとても広いので、便宜上、国際私法については国際私法の授業に譲って、国際取引法の授業ではそれ以外の問題を主として扱う、という手も確かにある（筆者も2000年度以後、国際私法と国際取引法の両方の授業を担当しているが、そこでもこのような方針をとることが多い）。しかしそれでは、国際取引法について（国際私法の部分も含めて）理解したい学生は国際私法をも履修しなければならない上に、国際私法の授業では取引関連の部分は（特に私の場合）相対的に比重が低く（その分、家族法関連部分の比重が高く、内容も複雑である）、国際取引法の理解のために国際私法をついでに履修する学生には、恐らくかなりの苦痛であろうと思われる。

であるなら、いっそのこと、国際私法を解体し、現在の国際取引法と組換

えを行って、新たに「国際取引法」と「国際家族法」に再編成してみてもどうか。そうすれば、「国際取引法」の授業では、国際私法関連の内容も含めてより包括的な授業を展開しやすくなるし、他方、「国際家族法」の授業では、より家族法関連の幅広い問題（国籍・出入国管理など）にも時間を割くことができるであろう。

もちろん、この方法にも問題点がないわけではない。両者に重複する内容の取り扱いもさることながら、特に国際家族法については、上記のような意味での国際家族法はまだ授業科目として確立されているとは言い難いため、授業内容の構築から手探りで始めなければならないという難しさがある（この点につき、拙稿「国際家族法学の展望」中央学院大学法学論叢12巻2号123頁以下参照）。しかしそれでも、授業科目としてのまとまりとわかりやすさという意味で、このような科目設定方法にも十分なメリットがあるものと考えられる。

3. 科目間の体系

(1) 体系的法学教育の要否

個々の授業科目のレベルではなく、もっと大きなレベルで考えるべき問題としては、そもそも「体系的法学教育」をどう評価するか、という点がある。法律は体系的に整備されているものであるから、それを効率よく理解するためには、法学教育も体系的に行うのが本来は適切であろう。しかし、限られた条件のもとで体系的な法学教育を徹底することの難しさは、現実のカリキュラムを眺めてみれば明らかである。

であるなら、いっそのこと体系的な法学教育という発想自体を相対化し、個々の授業科目を一応相互に独立したものとして考える、という発想もあってよいのではないか、という気もする。もちろん、憲法や民法のような基幹的な法分野については、やはり法学教育の中でも特に重視する必要があるこ

とは否定できない。ただ、それは体系的教育の要否とは別の問題なのであって、例えば、憲法と民法を必修科目として学ばせる一方で、それ以外の科目を任意の順序で履修することを認める（つまり憲法よりも先に行政法を、あるいは民法よりも先に消費者保護法を履修することを認める）、というやり方があるのもいいのではなかろうか。

ただ、このような考え方を実践する場合に、是非ふまえなければならない重要な条件があると筆者は考える。それは、各授業の担当者が、自分が担当する科目の法学教育上の位置付けを明確に把握した上で、自分の担当科目の講義に際し、関連する必修科目の中で自分の担当科目と特に関連の深い部分から説き起こし、自分の担当科目との関連を履修者に十分に説明してから、担当科目固有の内容に入っていく、という手順を踏むことである。例えば、消費者保護法の授業では、授業の最初の段階で、消費者保護法の基本法としての民法について成立の背景から内容の概略までを説明し、特に消費者保護法と関係の深い契約自由の原則については詳細な説明を加えた上で、それが社会の変化によって機能しなくなったことなどから、新たな法分野（消費者保護法）の確立が必要とされるに至ったことを丁寧に説明して、これから消費者保護法を学んでいくことの意義を理解させるような工夫が求められることになろう。このような工夫なしに、ただ何でも自由に履修できる、としてしまったのでは、学生は法律全体の仕組みや構造を理解することなく、せいぜい断片的かつ非本質的な知識を得るだけに終わってしまう危険が高いように思われる。他の法分野についても同様の工夫が求められよう。しかし、このような負担を、法律科目を担当する全ての教員（専任教員はもちろん、非常勤講師も例外ではない）に求めることが実際上どこまで可能であるかは、疑問の残るところである。FD（ファカルティ・ディベロップメント）に対する学部全体の取組みいかにかかっている、とも言えようか。

(2) 体系的教育を重視する考え方

他方、やはり体系的な法学教育が必要だという考え方も当然あり得る。そ

の場合、いかなる体系を組み立てるか。基本的な考え方としては、最も基本的な科目（本稿では仮に「基幹科目」と称する）から始めて、それに準ずる基本的な科目（本稿では仮に「準基幹科目」と称する）を次に配列し、さらにより応用度の高い科目へと進む、ということになる。では、法学教育において最も基本的な科目とは何か。具体的には、各法分野からそれぞれさかのぼって、それぞれのルーツを探ることによって、これ以上さかのぼれないという出発点を探ることになるが、現時点での筆者の個人的なアイデアを示すと、次のようになる。

（基幹科目）

- ・ 憲法（国家の基本法）
- ・ 民法（市民社会の基本法）
- ・ 商法（企業社会の基本法）
- ・ 刑法（犯罪と刑罰に関する基本法）
- ・ 国際法（国際社会の基本法）

そして、その各々に関連する準基幹科目としては、次のようなものを考えてみた（なお、カッコ内の科目名は、現在中央学院大学法学部には存在しない科目である）。

（準基幹科目）

- ・ 憲法の準基幹科目として、行政法、租税法（、裁判法）
- ・ 民法の準基幹科目として、商法、民事訴訟法、国際私法
- ・ 商法の準基幹科目として、証券取引法、企業法概論
- ・ 刑法の準基幹科目として、刑事訴訟法、企業犯罪論、刑事政策
- ・ 国際法の準基幹科目として、宇宙法、EC法（、海洋法）

以上に挙げた基幹科目と準基幹科目をカリキュラム作成の基準として重視するならば、例えば基幹科目ないしその一部を必修科目に、基幹科目の残りや準基幹科目あるいはその一部を選択必修ないし推奨科目にする、などといった考え方があり得よう。ただ、具体的にどの科目を必修や選択必修あるいは推奨科目に指定するかは、学部としての教育方針や学生のニーズを考慮し

つつ行われるべき学科・コース・履修モデル等の開設ないし設定の仕方によって異なってくるから、ここではその詳細にまでは立ち入らないことにする。

(3) いくつの段階を用意すればよいか

以上のような、体系的法学教育を重視する考え方をする場合、体系的な理解をすすめるためには、配当年次ないし履修モデルの設定において、基幹科目をまず履修した後で、各基幹科目に関連のあるその他の科目を履修する、というような形のカリキュラムを組むことが有効であろう。では、具体的にどのような形での履修が望ましいであろうか。

ここで、基幹科目は次の通りであり、すべて必修科目と仮定する。憲法Ⅰ（人権）、憲法Ⅱ（統治）、民法Ⅰ～民法Ⅳ（分け方は既に2（2）で述べた通りとする）、刑法Ⅰ（総論）、刑法Ⅱ（各論）、商法Ⅰ（商法総則・商行為法）、商法Ⅱ（会社法）、商法Ⅲ（有価証券法）、商法Ⅳ（保険・海商法）、国際法Ⅰ（基礎理論）、国際法Ⅱ（紛争解決）。

同じ法律を扱うコマ同士（例えば民法のⅠとⅡ）を同時履修しないという前提で考えると、基幹科目の履修パターンとしては次のようなものが考えられる。

1	2	3	4
憲法Ⅰ	憲法Ⅱ		
民法Ⅰ	民法Ⅱ	民法Ⅲ	民法Ⅳ
刑法Ⅰ	刑法Ⅱ		
商法Ⅰ	商法Ⅱ	商法Ⅲ	商法Ⅳ
国際法Ⅰ	国際法Ⅱ		

この場合、基幹科目を一通り履修するのに4段階（通年授業だとすれば4年間）かかることになる。そして、基幹科目を履修してからその関連科目を履修す

るためには、行政法や租税法などの憲法関連科目は第3段階以後で履修可能ということになる。ただ、これでいくと、民事訴訟法のような民法全体と関連する科目は第5段階（そのようなものは存在しないのだが）以後にしか履修できないことになり、多くの選択科目を必修科目と同時履修しない限り4年間では卒業できないことになってしまう。

そこで、同じ法律を扱うコマ同士（例えば民法のⅠとⅡ）を2つまでなら同時履修してもよいというように前提を変えて考えると、基幹科目の履修パターンとしては次のようなものが考えられる。

1	2	3
憲法Ⅰ	憲法Ⅱ	
民法Ⅰ／民法Ⅱ	民法Ⅲ／民法Ⅳ	
刑法Ⅰ	刑法Ⅱ	
商法Ⅰ／商法Ⅱ	商法Ⅲ／商法Ⅳ	
国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	

この場合には、基幹科目を一通り履修するのに2段階（通年授業なら2年間）で済むが、それでも、民法や商法と関連する科目については、民法や商法と同時履修を認めない限り、第3段階以降にしか履修できないことになる。実際に学生の立場で履修科目を決める際の混乱や履修に伴う負担の重さを考えると、あまり現実的な考え方ではないように思われる。

ましてや、同じ法律を扱うコマを3コマ以上同時履修するというのも、各科目の教育効果を考えると問題である。

ということは、今の検討の前提とした条件（通年授業、4年で卒業、上記の科目設定など）の下で段階的学習を徹底することは實際上困難あるいは不可能である、ということになる。

4. さらなる考察

(1) セメスター制度の導入

上記3 (2) (3) での考え方を実行できるようなカリキュラムとして考えられる1つの選択肢に、セメスター制度の導入がある。つまり、各科目の授業を半期で終わらせる代わりに、毎週2回ずつ授業を行い、半期で4単位を与える、というやり方である。この方法でいけば、上記基幹科目を1・2年次に、しかも同じ法律について複数科目を同時履修させることなく集中的に配当し、それらを一通り学んだ後で他の科目を履修する、というような履修方法が現実的により可能となろう。ただ、このような制度を導入するためには、授業時間の設定や教員の負担など、解決すべき問題も多い。

(2) 「入門」講座の分離

現在の法学教育では、憲法や民法などの必修科目を低学年の頃に履修し、応用的な科目を高学年になってから履修する、という履修方法をとるところが多いように思う。しかし、法律学の初心者である1年生や2年生にとって、いきなり憲法や民法の詳細な授業を受けても、それを理解することはかなり困難であると言わざるを得まい。3年生や4年生になってから同じ授業を聞いていけば、もっと理解できるのに、と思う学生も少なくないのではないだろうか。ただ、その一方で、すでに述べたような体系的教育を放棄する考え方で割り切らない限り、基本的な科目を全く学ばない学生に応用的な科目を理解させるのは至難の業である。

そこで、基本的ないくつかの科目に限って「入門クラス」と「通常クラス」の2レベルの授業を用意し、そのうち「入門クラス」のみをすべて必修にして1年次に履修させ、「通常クラス」については各学生の将来の進路などに応じて、あるいはコース等の指導方針に応じて、一部を必修にするなど

柔軟に対応する、というやり方もあってよいのではなかろうか。具体的な基本クラスの設け方としては、「公法入門」「民事法入門」「刑事法入門」の3つ程度が適切であろう。あるいはそれに「国際関係法入門」を加えてもよいかもしれない。

5. 終わりに

以上、思いつくままに現在の筆者の問題意識とアイデアを述べてみた。筆者は限られた時間と能力の範囲内ではあれ、常に授業改善の努力を続けているつもりであるし、本稿で述べたこともその延長線上にある。このように拙いものではあれ文字にまとめたことによって、今後また新たな気持ちで授業改善に取り組んでいけそうな気がしている。諸先生方にも、今後ともぜひ多方面にわたるご指導をお願いしたい。